

## 簡易専用水道の管理等について

簡易専用水道の設置者は、以下のように受水槽等の管理を徹底し、安全な水の供給に努めてください。

### 1. 厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による検査の受検（法定検査）

（水道法第34条の2第2項）

- ・ 設置者は、**毎年1回**、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼して検査（有料）を受けなければならない。この検査は、施設の衛生状態や図面・書類などのチェックをします。

主な検査内容は次のとおりです。

- ①水槽等の外観検査：水槽等の点検や、その周辺の状況についての検査
- ②書類検査：設備等の関係図面、水槽の清掃記録、日常の点検・整備の記録等の検査
- ③水質のチェック：給水栓における水の臭気、味、色、色度、濁度及び残留塩素の検査

検査の結果、検査機関から水の供給について特に衛生上問題があるため、施設を管轄する者（諏訪市公営企業管理者）に報告するよう助言を受けた場合は、直ちに報告をすること。

### 2. 衛生的な管理（水道法施行規則第55条）

設置者は、施設を衛生的に管理する義務があります。設置者が直接管理しない場合でも、管理者を決め責任の所在を明確にして、次のような点について衛生管理を行ってください。

#### （1）貯水槽の清掃

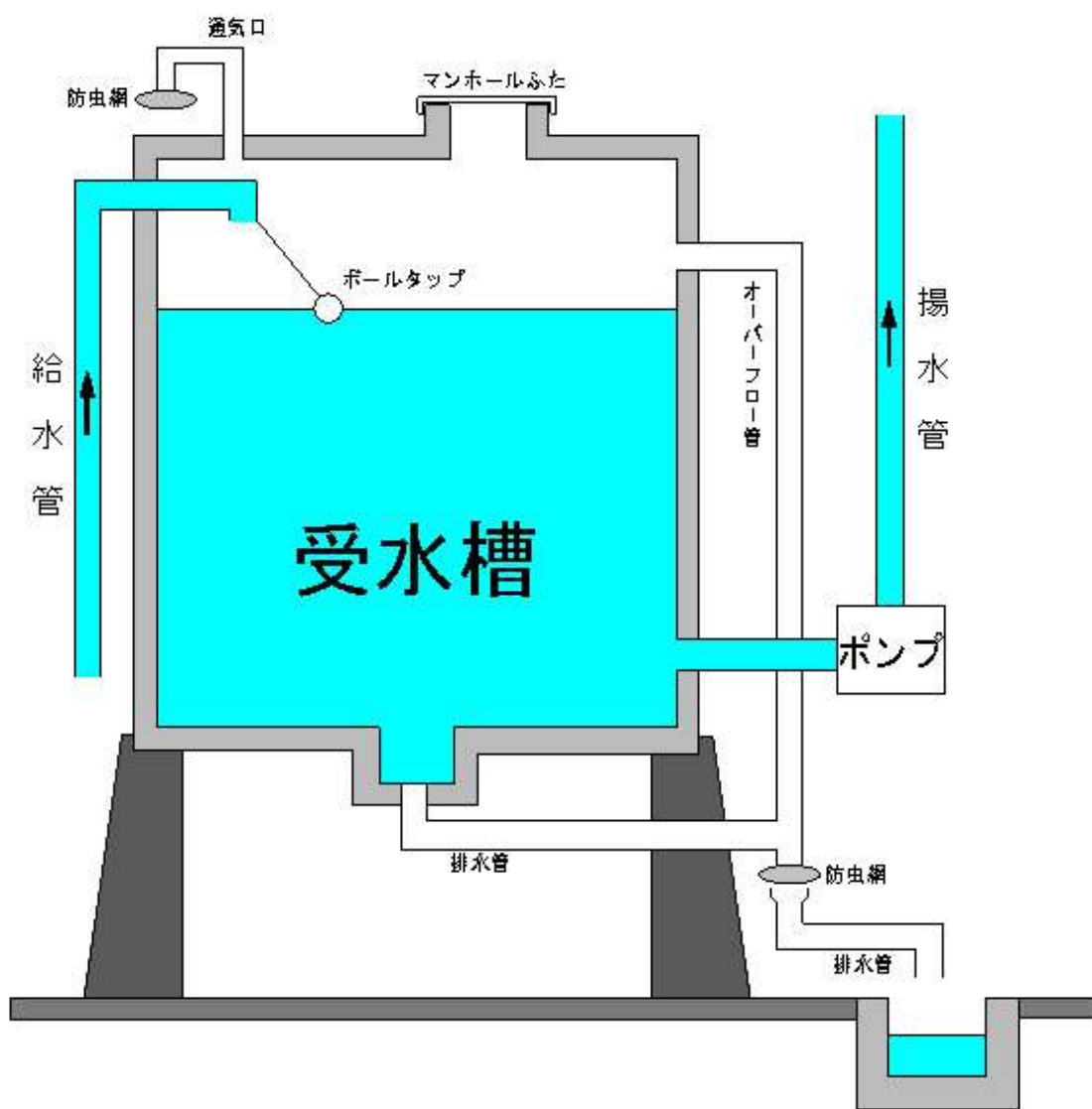
受水槽、高置水槽の清掃は、**1年以内ごとに1回、定期的**に行ってください。

#### （2）施設の点検等

水槽の点検を行う等、有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講じてください。

### ●点検のポイント

1. 水槽の周辺は清潔ですか。
2. 水槽にヒビ割れや水漏れはありませんか。
3. 周囲に汚染の原因となるものは置いてありませんか。
4. 水槽内に沈積物や浮遊物はありませんか。
5. マンホールのふたは防水密閉型でちゃんと鍵がかかっていますか。
6. オーバーフロー管や通気管の防虫網はついていますか。
7. オーバーフロー管や通気管の防虫網はいたんでいませんか。
8. ボールタップは正常に作動していますか。



防虫網が破れていたり、マンホールがきちんと閉まっていないと、虫が入り込むことがあります。ユスリカは水槽内に卵を産み、いわゆるアカムシが発生することがあります。

### (3) 消毒効果の確認

給水栓において、7日以内に1回以上消毒の残留効果に関する検査を行い、残留塩素が0.1mg/l以上あるか確認すること。また、検査を行った時は、その状況を記録し、1年間保存すること。

### (4) 水質の確認

給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。(定期の水質検査の義務はない。)

※異常があった場合は次のような事が考えられます。

1. **色**のついた水が出る。
  - \*赤い水 鉄製の水槽や鉄管の腐食
  - \*青い水 銅製の水槽や銅管の腐食
  - \*白い水 空気(気泡)の混入、亜鉛メッキ銅管の腐食
2. **濁り**がある 水槽が汚れている。
3. **臭い**がある 水槽が汚れている、水槽内に汚染物質が混入している。
4. **味**がある 水槽が汚れている、給水管等の腐食。

### (5) 図面等の備付け

設置者等は、小規模水道施設の配置及び系統を明らかにした図面等を整備し保存すること。次のような書類を整備し、保管管理してください。

- ・設備の配置、系統を明らかにした図面
- ・受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした図面
- ・水槽の清掃の記録(受水槽清掃業者からの報告書)
- ・簡易専用水道の検査結果(厚生労働大臣検査機関からの報告書)
- ・管理の点検記録 など

### (6) 事故の報告

設置者は、飲料水の汚染事故が発生した時、供給する水が、人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じること。また直ちに施設を管轄する者(諏訪市公営企業管理者)に報告すること。